

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月15日
【届出者の名称】	ローランド ディー・ジー株式会社
【届出者の所在地】	静岡県浜松市北区新都田一丁目6番4号
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市北区新都田一丁目6番4号
【電話番号】	(053)484-1200(代表)
【事務連絡者氏名】	上級執行役員経営企画本部長 竹内俊二
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ローランド ディー・ジー株式会社 (静岡県浜松市北区新都田一丁目6番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注7) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ローランド ディー・ジー株式会社を指します。
- (注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

2 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由等

当社は、変化の激しい経営環境下でも、株主の皆様に対する利益還元を最優先と考え、業績を勘案しながら安定した配当の維持に努めております。同時に中長期的見地から、設備投資、開発投資、営業投資等は、必須であり、その資金需要に備えるため、内部留保の増強に努め、企業体力の強化を図っております。また、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

当社は、昭和56年5月にローランド株式会社（当社の筆頭株主及び親会社であり、本書提出日現在の保有株式数7,120,000株。本書提出日現在の発行済株式総数17,800,000株（以下「発行済株式総数」といいます。）に対する割合にして40.00%（小数点以下第三位を四捨五入。発行済株式総数に対する割合の計算において、以下同じとします。）。以下「ローランド」といいます。）の子会社として創業し、ローランド及びローランドの子会社・関連会社より構成される企業グループ（以下「ローランドグループ」といいます。）の一角として、デジタル技術を活用した製品の開発・販売を事業の中核に位置づけ、世界初、業界初の製品開発により市場を創出し成長を続けてまいりました。本書提出日現在、当社及び当社の子会社・関連会社より構成される当社グループは、プリンター、プロッタ、工作機器等コンピュータ周辺機器の製造販売を事業内容とし、ローランドグループの事業内容である電子楽器事業とコンピュータ周辺機器事業のうち、コンピュータ周辺機器事業を担っております。なお、本書提出日現在、人的関係では当社とローランドの間で役員の兼務及び派遣はなく、また、当社とローランドの事業内容が異なるため営業上の取引もほとんど発生せず、一部建物等の賃借、業務委託等、経営効率化のための取引があるのみです（かかる取引関係については、本書提出日現在においては本公開買付け後も維持される予定です。）。なお、従来は、海外販売活動の一部をローランドの海外関係会社を通じて行っておりましたが、近年、より充実した販売体制を構築することを目的として、ローランドと共通の販売会社を有する台湾を除き、独自の海外販売網を整備するに至りました。

このように当社は、ローランドとの間で、事業活動や経営判断において独立性を十分に保ちながら、これまで良好な関係のもと事業を営んでまいりましたが、その一方で、当社をとりまく事業環境が激しく変化するなか、当社においては、将来、親会社の経営判断と当社の経営判断との間に抵触等が生じた場合に、当社において最善と考える当社独自の経営判断を実行できない場面が生じる可能性があるとの問題意識に基づき、親会社の経営戦略の影響を受けない、当社独自の企業価値向上の観点をより重視した成長戦略を構築することが必要であると考え、当社及びローランドの親子上場の関係の解消を含む今後の資本関係のあり方を長期的な経営課題として認識し、さまざまな対処方法を独自に検討するとともに、その点についてかねてよりローランドと意見交換をしてまいりました。

このような状況の下、平成26年2月中旬頃、ローランドより、同社がマネジメント・バイアウト（以下「本件MBO」といいます。）及び当社株式の売却を検討中であるとの情報を入手したこと等を踏まえ、当社は、ローランドによる本件MBOの結果生じる株主構成の変動、ローランドの保有する当社普通株式の売却により一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合に生じる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、ローランドが保有する当社普通株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。また、本公開買付け及びこれに対するローランドの応募により、本件MBOの成否にかかわらず、ローランドが保有する当社普通株式の保有比率（本件MBOが成立した場合には、Taiyo Pacific Partners L.P.が実質的に運営管理を行うファンド（以下「本件MBOスポンサー」と総称します。）がローランドを通じて保有する当社普通株式と、当社の既存株主であるタイヨウ・ファンド・エルピー、タイヨウ・ファンド・パートナーズ・エルピー、タイヨウ・ブルー・ファンド・エルピー及びタイヨウ・ブルー・ファンド・パートナーズ・エルピー（以下「タイヨウ・ファンド既存株主」と総称します。）が保有する当社普通株式の合計数に係る保有比率）が低下し、その経営戦略の影響を受けない、当社独自の企業価値向上の観点をより重視した成長戦略を構築することが可能になることから、さらなる企業価値向上が可能になるものと判断いたしました。すなわち、(i)仮に本件MBOが成立した場合には本件MBOスポンサーが議決権の過半数を支配する特別目的会社（SPC）がローランドの普通株式の過半数を取得することになるところ、本書提出日現在における当社の資本構成を前提とした場合、ローランドから当社普通株式を自己株式として取得することによって、本件MBOスポンサーが保有する当社普通株式とローランドが保有する当社普通株式の合計数に係る保有比率が低下いたします。また、()本件MBOが成立しなかった場合においても、ローランドが保有する当社普通株式の保有比率が低下することとなります。

また、ローランドとしても、当社との間の親子上場の関係の解消を含む今後の資本関係のあり方を長期的な経営課題として認識するとともに、電子楽器事業の再建を経営課題としているところ、本公開買付けに対する応募によって当社がローランドからの事業活動や経営判断における独立性をより一層確立することが当社の企業価値向上により資する一方、ローランドにとっても、かかる応募が、本件MBOの実施による非公開化によってローランドが企図している抜本的な事業構造改革等のより迅速かつ確実な推進に資するものと判断していると伺っております。

(2) 本公開買付けの条件等

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安全性を考慮した上で、ローランドから3,560,000株（発行済株式総数に対する割合にして20.00%、以下「応募予定株式」といいます。）を取得することとし、また、ローランド以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、3,916,000株（発行済株式総数に対する割合にして22.00%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。本公開買付けに要する資金としては、最大で130億円の借入金を調達する予定ですが、その場合でも、当社の財務体質、キャッシュ・フローの状況、将来の業績見通し等に鑑みて、当社の現状の設備投資計画や配当方針に影響を与えることなく返済を行っていくことが可能であり、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できるものと考えております。

上記の検討を踏まえ、平成26年4月中旬、ローランドに対し、当社普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、ローランドより本公開買付けに対する応募について前向きに検討する用意がある旨の回答を得ました。

これを受けて、平成26年4月中旬から5月上旬にかけて本公開買付けの具体的な条件についてローランドと協議いたしました。当社は、これまでの業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成26年5月13日）までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%程度のディスカウントとなる価格を買付価格とすることをローランドに提案いたしました。また、本公開買付けにおいて、ローランドからの取得を予定する株式数については、当社の財務の健全性及び安全性を考慮した上で、3,560,000株（発行済株式総数に対する割合にして20.00%）とすることをローランドに提案いたしました。その結果、ローランドより上記条件にて、上記株式数の当社普通株式を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

ローランドは、本書提出日現在、当社の親会社に該当しますが、本公開買付けの結果ローランドの保有する当社普通株式の議決権比率が40%を下回った場合には、本公開買付け後において当社の親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当することとなる見込みです。

なお、本公開買付けにおいて当社がローランドの応募予定株式全てを取得し、ローランド以外の当社株主からの応募がなかった場合、ローランドの保有する当社株式に係る議決権割合は25.01%（小数点以下第三位を四捨五入）になります。本件MBOスポンサーが議決権の過半数を支配する特別目的会社（SPC）によれば、タイヨウ・ファンド既存株主の保有する当社株式に係る合計議決権割合は、本書提出日現在、12.68%（小数点以下第三位を四捨五入）とのことであるため、ローランド及びタイヨウ・ファンド既存株主の保有する当社株式に係る議決権比率を合計すると、37.69%（小数点以下第三位を四捨五入）となる見込みです。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けの公正性を担保し、本公開買付けへの応募を予定している当社の親会社であるローランドと当社の少数株主との間の利益相反を回避することを目的として、当社、当社の取締役、並びにローランド及び本件MBOが成立した場合にその議決権の過半数を保有する者並びにこれらを支配する者（以下「本支配株主等」と総称します。）からの独立性が高い委員から構成される独立した第三者委員会を設置し、本公開買付け及びそのための銀行借入れ（以下「本公開買付け等」と総称します。）が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を取得しております。その詳細は、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数 (2) 買付け等の価格等 算定の経緯」をご参照下さい。

以上を踏まえ、当社は平成26年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また買付価格は、平成26年5月13日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値3,562円（円未満四捨五入）に対して9.94%のディスカウントとなる3,208円（円未満切上げ）とすることを決議しました。

(4) 本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

当社はローランドとの間で、平成26年5月14日付で公開買付応募契約（以下「応募契約」といいます。）を締結しております。応募契約において、ローランドは、当社が本公開買付けを開始した場合、応募契約の締結日及び本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の開始日において当社の応募契約上の表明及び保証（注1）について重大な違反が存在しないこと、当社について応募契約に定める義務（注2）の重大な違反が存在しないこと、並びに本公開買付けにおける売付けの申込みを禁止し、又は制限することを求める裁判所又は行政機関による判決、決定、命令等が存在せず、かつ、これらに関する手続が係属していないことを条件として（なお、ローランドは、その任意の裁量により、かかる前提条件を放棄することができます。）、その保有する当社普通株式7,120,000株（発行済株式総数に対する割合にして40.00%）のうち3,560,000株（発行済株式総数に対する割合にして20.00%）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、ローランドは、当社の事前の承諾がない限り、応募の結果成立した応募予定株式の買付けに係る契約を解除しない旨合意しております。但し、応募契約の締結日以降、公開買付期間の満了日までに、当社普通株式について、買付価格を上回る買付け等の価格による法第27条の2に基づく公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始され、対抗公開買付けに応募予定株式を応募しないことがローランドの取締役の善管注意義務に違反すると合理的に判断される場合、その他本公開買付けに応募し、又は応募の結果成立している応募予定株式の買付けに係る契約を解除しないことがローランドの取締役の善管注意義務に違反すると合理的に判断される場合、ローランドは当社と誠実に協議する義務を負いますが、応募予定株式を本公開買付けに応募する義務及び応募の結果成立した応募予定株式の買付けに係る契約を解除しない義務を負わない（既に応募をしている場合は、その結果成立した応募予定株式の買付けに係る契約を解除することができる）旨規定されています。なお、応募契約上、ローランドは、本公開買付けにおいて、応募予定株式の数を超える数の当社普通株式の応募を行わないこととされております。

（注1） 応募契約において、当社の表明保証事項として、同契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能を有していること、同契約の締結及び履行が当社の目的の範囲内であること、同契約の締結及び履行に関して法令、内部規則等において必要とされる手続の適法かつ適度な履践、当社に関する重要事実等を認識していないことに関する事項、本公開買付けの公表に先立ち当社が違法か又は東京証券取引所の規則に違反する情報開示を行っていないことが規定されております。

（注2） 応募契約において当社は、本公開買付けを実施する義務、同契約締結日以降本公開買付けに係る決済開始日までの間に、当社の表明及び保証に違反又は違反する疑いがあると合理的に考えられる事項が生じた場合に相手方当事者に対して直ちに当該事項を通知する義務、同契約締結日以降本公開買付けの公表時までの間、法第166条第1項、法第167条第1項、第167条の2において禁止される行為を行わず、また当社の役職員にこれらを行わせない義務、当社が同契約の義務に違反した場合又は表明及び保証に違反があった場合に損害等を賠償又は補償する義務、同契約に関して当社に課される公租公課及び当社の費用を負担する義務、秘密保持義務及び秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務、同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務、同契約に定めのない事項についての誠実協議に係る義務を負っております。

なお、ローランドからは、本公開買付けに応募しない当社普通株式3,560,000株（発行済株式総数に対する割合にして20.00%）については、市場環境その他の要因を踏まえて売却することも検討していると同っております。

(5) その他

本公開買付けにより取得した自己株式については、当社の「役員向け株式給付信託」及び「株式給付型ESOP」に将来充当する可能性がある140,000株程度を除き、その全部を消却する予定です。

3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1) 【発行済株式の総数】

17,800,000株（平成26年5月15日現在）

(2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	3,916,100	12,562,848,800

(注1) 取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、22.00%（小数点以下第三位を四捨五入）であります。

(注2) 取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数であります。

(注3) 取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額であります。

(注4) 取得することができる期間は、平成26年5月15日から平成26年7月31日までであります。

(4) 【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成26年5月15日（木曜日）から平成26年6月11日（水曜日）まで（20営業日）
公告日	平成26年5月15日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

(2) 【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金3,208円
算定の基礎	<p>当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年5月14日の前営業日（同年5月13日）の当社普通株式の終値3,440円、同年5月13日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,562円（円未満四捨五入）、同年5月13日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,635円（円未満四捨五入）、及び同年5月13日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,500円（円未満四捨五入）を参考にいたしました。</p> <p>一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けことが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安全性を考慮した上で、ローランドから応募予定株式（3,560,000株）を取得することとし、また、ローランド以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、3,916,000株（発行済株式総数に対する割合にして22.00%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。</p> <p>上記の検討を踏まえ、平成26年4月中旬、ローランドに対し、当社普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、ローランドより本公開買付けに対する応募について前向きに検討する用意がある旨の回答を得ました。</p> <p>これを受けて、平成26年4月中旬から5月上旬にかけて本公開買付けの具体的な条件についてローランドと協議いたしました。当社は、これまでの業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成26年5月13日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%程度のディスカウントとなる価格を買付価格とすることをローランドに提案いたしました。また、本公開買付けにおいて、ローランドからの取得を予定する株式数については、当社の財務の健全性及び安全性を考慮した上で、3,560,000株（発行済株式総数に対する割合にして20.00%）とすることをローランドに提案いたしました。その結果、ローランドより上記条件にて、上記株式数の当社普通株式を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。</p> <p>以上の結果、買付価格は、これまでの業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、平成26年5月13日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値3,562円（円未満四捨五入）に対して9.94%のディスカウントとなる3,208円（円未満切上げ）とすることを、平成26年5月14日開催の取締役会において決議いたしました。</p> <p>なお、買付価格である3,208円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年5月14日の前営業日（同年5月13日）の当社普通株式の終値3,440円から6.74%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年5月13日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,562円（円未満四捨五入）から9.94%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年5月13日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,635円（円未満四捨五入）から11.75%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年5月13日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,500円（円未満四捨五入）から8.34%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になります。</p> <p>また、買付価格である3,208円は本書提出日の前営業日（平成26年5月14日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値3,455円に対して7.15%（小数点以下第三位を四捨五入）をディスカウントした金額となります。</p>

算定の経緯

買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安全性を考慮した上で、ローランドから応募予定株式(3,560,000株)を取得することとし、また、ローランド以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、3,916,000株(発行済株式総数に対する割合にして22.00%)を上限とすることが適切であると判断いたしました。本公開買付けに要する資金としては、最大で130億円の借入金を調達する予定ですが、その場合でも、当社の財務体質、キャッシュ・フローの状況、将来の業績見通し等に鑑みて、当社の現状の設備投資計画や配当方針に影響を与えることなく返済を行っていくことが可能であり、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できるものと考えております。

上記の検討を踏まえ、平成26年4月中旬、ローランドに対し、当社普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、ローランドより本公開買付けに対する応募について前向きに検討する用意がある旨の回答を得ました。

これを受けて、平成26年4月中旬から5月上旬にかけて本公開買付けの具体的な条件についてローランドと協議いたしました。当社は、これまでの業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日(平成26年5月13日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%程度のディスカウントとなる価格を買付価格とすることをローランドに提案いたしました。また、本公開買付けにおいて、ローランドからの取得を予定する株式数については、当社の財務の健全性及び安全性を考慮した上で、3,560,000株(発行済株式総数に対する割合にして20.00%)とすることをローランドに提案いたしました。その結果、ローランドより上記条件にて、上記株式数の当社普通株式を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

また、当社は、本公開買付けの公正性を担保し、本公開買付けへの応募を予定している当社の親会社であるローランドと当社の少数株主との間の利益相反を回避することを目的として、当社、当社の取締役及び本支配株主等からの独立性が高い、当社の独立役員である社外監査役遠藤克博氏並びに外部有識者である高橋明人氏(弁護士、高橋・片山法律事務所)及び長谷川臣介氏(公認会計士、長谷川公認会計士事務所)から構成される独立した第三者委員会を設置しました。なお、当社は当初からこの3名を第三者委員会の委員として選任しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

そして、当社は、当該第三者委員会に対し、(a)本公開買付け等の目的の正当性、(b)本公開買付け等の手続の公正性、(c)買付価格を含む本公開買付け等の諸条件の公正性、及び、(d)上記(a)ないし(c)、その他の事項を前提に、本公開買付け等が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かを諮問しました。

第三者委員会は、平成26年4月11日から同年5月9日までの間に合計で5回開催され、上記諮問事項について検討を行いました。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、当社から、本公開買付けの目的、背景及び経緯、買付価格の算定方法その他の諸条件等についての説明を受けるとともに、ローランドとの間でも質問回答のやり取りを行いました。

第三者委員会は、これらの検討を前提として、(a)本公開買付け等の目的及び必要性・背景事情並びに本公開買付け等のメリット・有用性については、いずれも不合理なものとは認められず、本公開買付け等の実施は合理的な目的に基づき行われるものと考えられる、(b)本公開買付け等の対応及び検討に向けた過程の中で、当社株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けの買付条件、とりわけ買付価格の公正性の担保、また本公開買付け等に係る取得条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされている、(c)当社の対応は、本公開買付けの買付条件、とりわけ買付価格の公正性を確保し、またこれらに関する当社の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があり、本公開買付け等の諸条件に関してその公正性が確保されている、との判断に至り、また、(d)これらの点等を総合考慮すれば、本公開買付け等が当社の少数株主にとって不利益なものではないとの判断に至り、これらの点につき委員全員の一致で決議の上、平成26年5月13日に当社に対して、その旨の意見書を提出いたしました。

以上を踏まえ、当社は平成26年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また買付価格は、平成26年5月13日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値3,562円(円未満四捨五入)に対して9.94%のディスカウントとなる3,208円(円未満切上げ)とすることを決議しました。

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	3,916,000 (株)	(株)	3,916,000 (株)
合計	3,916,000 (株)	(株)	3,916,000 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数(3,916,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(3,916,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類(注1)が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

応募株主等が個人株主に該当する場合の税務上の取扱いは次のとおりです。(注2)

(イ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額、以下同じとします。)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。(注2)

外国人株主等(それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主(法人株主も含まれます。))を指します。以下同じです。)のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成26年6月11日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日(平成26年7月2日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。(注2)

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類（注1）が必要になります。

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの）

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成のもので、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

外国人株主・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2） 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

（その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	12,562,528,000
買付手数料(b)	30,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	12,595,528,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(3,916,000株)に1株当たりの買付価格(3,208円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

届出日以降に借入れを予定している資金

借入先の業種		借入先の名称等	借入契約の内容	金額(円)
金融機関	銀行	株式会社りそな銀行 (大阪市中央区備後町二丁目2番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) 弁済期:未定 (期限一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:なし	13,000,000,000
計				13,000,000,000

(注) 当社は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社りそな銀行から、別途合意する融資条件に基づき、13,000,000,000円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められております。

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(2) 【決済の開始日】

平成26年7月3日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額(注)は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

個人株主の場合

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうち、その交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成26年6月11日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成26年7月2日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(4) 【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(3,916,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数(3,916,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未滿の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未滿の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未滿の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未滿の株数の部分がある場合は当該1単元未滿の株数)減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社はローランドとの間で、平成26年5月14日付で応募契約を締結しております。その詳細は、前記「第1 公開買付要項 2 買付け等の目的」をご参照下さい。

なお、同社からは、本公開買付けに応募しない当社普通株式3,560,000株（発行済株式総数に対する割合にして20.00%）については、市場環境その他の要因を踏まえて売却することも検討していると伺っております。

支配株主との取引等に関する事項

(イ) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

ローランドは、当社の総議決権数の40.00%（平成26年3月31日現在）を所有している親会社であることから、本公開買付けによる同社からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との重要な取引等に該当します。

当社が平成25年6月28日に開示いたしましたコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本公開買付けの適合状況は、以下のとおりです。

同指針では、「親会社であるローランドの企業グループは、電子楽器事業とコンピュータ周辺機器事業から構成されており、当社グループはコンピュータ周辺機器事業を担っております。現在、人的関係では役員の兼務はなく、またお互いの事業内容が異なるため営業上の取引もほとんど発生せず、一部建物等の賃借、業務委託等、経営効率化のための取引があるのみです。これらから事業活動や経営判断において独立性は十分に保たれていると判断しております。」としております。

本公開買付けによるローランドからの自己株式の取得は、当社の事業に関連しない単発の取引であり、当社は、かかる自己株式の取得に際して、少数株主の保護の観点から、下記「(ロ) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載の措置を講じているため、その判断過程において独立性は十分に保たれていると判断しております。

(ロ) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社の役員の中に、本支配株主等に含まれるか、又は、本支配株主等の役職員を兼務している者はいないため、本公開買付けに関する当社の検討、交渉及び意思決定の全過程において、その独立性は確保されているものと考えております。

また、本公開買付けの買付価格については、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることといたしました。

そして、平成26年5月14日開催の当社取締役会においては、すべての取締役（うち社外取締役1名）及びすべての監査役（うち社外監査役2名）が出席の上、出席取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、出席監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。

また、下記「(ハ) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社は、本公開買付けの公正性を担保し、本公開買付けへの応募を予定している当社の親会社であるローランドと当社の少数株主との間の利益相反を回避することを目的として、独立した第三者委員会を設置し、本公開買付け等が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を同委員会より入手いたしました。

(ハ) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、上記のとおり、本公開買付けの公正性を担保し、本公開買付けへの応募を予定している当社の親会社であるローランドと当社の少数株主との間の利益相反を回避することを目的として、当社、当社の取締役及び本支配株主等からの独立性が高い、当社の独立役員である社外監査役遠藤克博氏並びに外部有識者である高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）及び長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）から構成される独立した第三者委員会を設置しました。なお、当社は当初からこの3名を第三者委員会の委員として選任しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

そして、当社は、当該第三者委員会に対し、(a)本公開買付け等の目的の正当性、(b)本公開買付け等の手続の公正性、(c)買付価格を含む本公開買付け等の諸条件の公正性、及び、(d)上記(a)ないし(c)、その他の事項を前提に、本公開買付け等が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かを諮問しました。

第三者委員会は、平成26年4月11日から同年5月9日までの間に合計で5回開催され、上記諮問事項について検討を行いました。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、当社から、本公開買付けの目的、背景及び経緯、買付価格の算定方法その他の諸条件等についての説明を受けるとともに、ローランドとの間でも質問回答のやり取りを行いました。

第三者委員会は、これらの検討を前提として、(a)本公開買付け等の目的及び必要性・背景事情並びに本公開買付け等のメリット・有用性については、いずれも不合理なものとは認められず、本公開買付け等の実施は合理的な目的に基づき行われるものと考えられる、(b)本公開買付け等の対応及び検討に向けた過程の中で、当社株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けの買付条件、とりわけ買付価格の公正性の担保、また本公開買付け等に係る取得条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされている、(c)当社の対応は、本公開買付けの買付条件、とりわけ買付価格の公正性を確保し、またこれらに関する当社の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があり、本公開買付け等の諸条件に関してその公正性が確保されている、との判断に至り、また、(d)これらの点等を総合考慮すれば、本公開買付け等が当社の少数株主にとって不利益なものではないとの判断に至り、これらの点につき委員全員の一致で決議の上、平成26年5月13日に当社に対して、その旨の意見書を提出いたしました。

当社は、平成26年5月14日付で「平成26年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成26年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(イ) 損益の状況

決算年月	平成26年3月期 (第33期)
売上高	42,141,909千円
売上原価	21,815,501千円
販売費及び一般管理費	14,215,127千円
営業外収益	311,479千円
営業外費用	178,421千円
当期純利益	4,265,486千円

(ロ) 1株当たりの状況

決算年月	平成26年3月期 (第33期)
1株当たり当期純利益	239.64円
1株当たり配当額	40.00円
1株当たり純資産額	1,723.45円

当社は、平成26年5月14日付で「中期経営計画(2013年度-2015年度)の見直しについて」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

当社は、平成26年5月14日付で「役員向け株式給付信託の導入に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

当社は、平成26年5月14日付で「株式給付型ESOPの導入に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

当社は、平成26年5月14日付で「支配株主等に関する事項について」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

当社は、平成26年5月14日付で「ローランド ディー・ジー株式会社、「小型3次元積層造形機(3Dプリンター)」と「小型3次元切削加工機」の製品化に向けて開発を加速」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

第2 【公開買付者の状況】

1 【発行者の概要】

- (1) 【発行者の沿革】
- (2) 【発行者の目的及び事業の内容】
- (3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2 【経理の状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【株主資本等変動計算書】

3 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第一部						
	平成25年 11月	12月	平成26年 1月	2月	3月	4月	5月
最高株価	3,240	3,625	3,815	3,675	4,120	4,425	3,565
最低株価	2,745	3,050	3,300	2,931	3,340	3,445	3,255

(注) 平成26年5月については、平成26年5月14日までの株価です。

4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1) 【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月21日東海財務局長に提出
 事業年度 第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月20日東海財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第33期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月10日東海財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ローランド ディー・ジー株式会社
 (静岡県浜松市北区新都田一丁目6番4号)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。